

平28警察庁甲情公発第81-5号

裁 決 書

審査請求人

特定非営利活動法人情報公開クリ
アリングハウス
理事長 三木 由希子
処分庁
警察庁長官

審査請求人が平成28年10月6日に提起した処分庁による開示決定に係る審査請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成28年5月15日、審査請求人は処分庁に対し、法第3条の規定に基づき、行政文書開示請求書（平成28年5月17日付け平28警察庁甲情公収第81号）により、「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号、11号に該当するとして個人情報ファイルの作成義務の例外とされている個人情報ファイルの数、個人情報ファイルのファイルの名称、含まれる個人情報の概要のわかるもの」の開示を請求し、同月25日、審査請求人は、前記行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄中「作成義務」を「事前通知義務」に改める補正を行った。
- 2 平成28年7月15日、処分庁は審査請求人に対し、法第9条第1項の規定に基づき、行政文書開示決定通知書（平成28年7月15日付け平28警察庁甲情公発第81-2号）により、本件開示請求に係る行政文書として特定した「保有個人情報管理簿」（以下「本件対象文書」という。）の一部を開示する旨の決定（以下「原処分」という。）を通知した。

3 平成28年10月6日、審査請求人は警察庁長官に対し、審査請求書（平成28年10月11日付け平28警察庁甲情公収第81-2号）により、原処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件対象文書に記載されている個人情報ファイルの名称、記録される項目及び保有開始の年月日については、これを明らかにしたとしても個人情報を収集していること以上のことは明らかにならないことから、法第5条第3号又は第4号に規定する不開示情報に該当しないなどとして、原処分は法の解釈及び運用を誤ったものである旨を主張している。

2 処分庁の主張

個人情報ファイルの名称、記録される項目、保有開始の年月日その他の各記載事項を公にし、警察庁が国の安全や犯罪捜査等のために、どのような個人情報をいつからどのようにして収集しているか等が明らかとなれば、国の安全が害され、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、これらが法第5条第3号又は第4号に規定する不開示情報に該当すると判断して行った原処分は、妥当なものである旨を主張している。

理由

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る行政文書開示請求において、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めてている。

2 原処分について

「保有個人情報管理簿」は、警察庁における個人情報の管理に関する訓令（平成17年警察庁訓令第2号）第12条の規定に基づき、警察庁の各課において、当該課の保有する個人情報ファイルごとに作成し、保管しているものである。

「保有個人情報管理簿」には、個人情報ファイルの名称、利用に供される事務をつかさどる係の名称、利用の目的、記録される項目、本人として記録される個人の範囲、記録される個人情報の収集方法、記録される個人情報の経常的提供先、保有開始の年月日、保存場所等が記載されていることから、これを本

件開示請求に係る行政文書として特定した。

また、「保有個人情報管理簿」のうち、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第10条第2項第1号又は第2号に係るものとの各記載欄については、法第5条第3号又は第4号に該当することから、これを不開示とした。

3 原処分の妥当性について

法第5条第3号は「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、同条第4号は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、それぞれ不開示情報として規定している。

本件対象文書のうち原処分において不開示とした部分には、個人情報ファイルの名称、記録される項目、保有開始の年月日等が記載されており、当該情報の一部でも公にすると、公表されている他の情報と併せてその他の記載内容が容易に推察され、警察庁が国の安全や犯罪捜査等のために、どのような個人情報をいつからどのようにして収集しているか等が明らかとなり、国の安全が害され、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号又は第4号に該当する。

4 審査会の答申

審査会の答申においても、本件対象文書につき、その一部を法第5条第3号又は第4号に該当するとして不開示とされた部分は同条第4号に該当すると認められるので、同条第3号について判断するまでもなく、原処分は妥当である旨判断されている。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月2日

警察庁長官

原処分と相違ないことを証明する

平成29年10月2日

警察庁長官印